

様

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 遊生会

特別養護老人ホーム ゆう せい もり
遊 生 の 森

特別養護老人ホーム 遊生の森

重要事項説明書

1. 事業者の概要

□法人の種類	社会福祉法人
□法人の名称	社会福祉法人 遊生会
□代表者	理事長 水野 飛鳥
□法人所在地	新潟市 西蒲区 巻甲 2203 番地 1
□設立	平成 17 年 7 月 1 日
□法人の理念	ご利用者様のお気持ちを最優先に。

2. ホームの概要

□施設の名称	特別養護老人ホーム 遊生の森
□施設の目的 及び運営方針	【目的】 ご利用者様が、その能力に応じ、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう支援いたします。 【運営方針】 1. ご利用者様の意思と人格を尊重し、常にご利用者様の立場になって介護を行います。 2. 明るく家庭的な雰囲気と、地域や家庭との結びつきを大切にいたします。 3. 新潟市をはじめ、地域の保健医療サービスや福祉サービスの提供者との連携に努めます。
□施設の責任者	施設長（管理者） 幸田 俊子
□開設年月日	平成 21 年 8 月 1 日
□保険事業所 指定番号	1590100507
□所在地	〒953 - 0132 新潟市 西蒲区 西中 694 番地 TEL 0256 - 82 - 5521 FAX 0256 - 82 - 5531
□交通の便	J R 越後線 岩室駅より車で 5 分 (西蒲区役所 岩室出張所向かい)

3. 営業日及び利用定員

□営業日及び営業時間	年中無休
□サービス提供時間	終日
□利用定員	29 名

4. 施設利用対象者

- (1) 当施設に入所できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護3～5」と認定された方です。また、入所時に「要介護3～5」の認定を受けている入所者であっても、将来この要件を満たせなくなった場合には、退所していただくことになります。
- (2) 入所契約の締結前に、事業者から感染症に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。このような場合には、契約者は、これにご協力下さい。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「地域密着型施設サービス計画（＝ケアプラン）」で定めます。

「地域密着型施設サービス計画」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）

- ① 介護の提供に係る計画等に関し経験のある、当施設の介護支援専門員（＝ケアマネジャー）に「地域密着型施設サービス計画」の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



- ② その担当者は、「地域密着型施設サービス計画」の原案について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



- ③ 「地域密着型施設サービス計画」は原則として6か月に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、変更が必要かどうかを確認し、変更の必要のある場合には、契約者及び家族等と協議して、「地域密着型施設サービス計画」を変更します。



- ④ 「地域密着型施設サービス計画」が変更された場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容をご確認いただきます。

6. 職員の配置状況

当施設では、契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	計	職 種	計
① 施設長（管理者）	1名	⑥ 看護職員	1名以上
② 医師（嘱託）	1名	⑦ 機能訓練指導員	1名
③ 介護支援専門員	1名	⑧ 介護職員	10名以上
④ 生活相談員	1名	⑨ 事務員	1名
⑤（管理）栄養士	1名		

＜主な職種の勤務体制＞

医 師	毎週木曜日 13：00 ～ 14：00
介護支援専門員	標準的な時間帯における最低配置人員 8：30 ～ 17：30 1名
生活相談員	標準的な時間帯における最低配置人員 8：30 ～ 17：30 1名
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 8：30 ～ 17：30 1名
機能訓練指導員	標準的な時間帯における最低配置人員 8：30 ～ 17：30 1名
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人数 (早 番) 7：00 ～ 16：00 3名 (遅 番) 9：30 ～ 18：30 1名以上 (準夜勤) 14：00 ～ 23：00 3名 (深夜勤) 23：00 ～ 翌8：00 3名

＜配置職員の職種＞

医 師

契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

介護支援専門員

契約者に係る「地域密着型施設サービス計画（＝ケアプラン）」を作成します。生活相談員等が兼ねる場合もあります。1名の介護支援専門員を配置しています。

生 活 相 談 員

契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。

看 護 職 員

主に契約者の健康管理や療養上の世話をします。また、日常生活上の介護にも関わります。

機能訓練指導員

契約者の機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員を配置しています。

栄 養 士

契約者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立の作成及び栄養指導を行います。

介 護 職 員

契約者の介護、自立的な日常生活を営むための支援を行います。

7. 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	29室	13.20㎡～15.07㎡
居間（共同生活室）	ユニット毎に1室	
浴室	ユニット毎に1室	特殊浴槽（2階に設置）
□敷地及び建物の概要	敷地：面積 1945.44 ㎡ 建物：構造 鉄骨造り（耐火構造）2階建て 延床面積 1761.80 ㎡ 1室当たりの居室面積 13.20 ㎡以上	
□居室の概要	全室個室（居室面積 13.20 ㎡以上）、 手洗い設置・エアコン設置・カーテン設置・ベッド設置	
□共同施設の概要	デイルーム兼食堂（共同生活室）・談話コーナー・エアコン設置・ テレビ設置・バルコニー設置・畳の間（のぎくユニット）	
□緊急対応法	サービス実施中に契約者の病状・状態に急変その他の緊急事態が発生したときは、速やかに嘱託医や家族または身元引受人に連絡し適切な処置を行う。また、協力医療機関への緊急搬送等の処置を講ずる場合がある。	
□防犯防災設備・避難設備等の概要	正面玄関および各出入り口は内側より施錠。なお、火災等緊急時において、火災居室等の前を通らないで各居室より直接建物外部に避難できる。	

☆居室の変更

契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者や家族等と協議の上決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

トイレは居室外になります。必要に応じてポータブルトイレ等をご利用いただきます。また、ベッド、整理ダンスなどは付属の設備をご利用いただけます。なお、各居室に洗面台が設置されています。

8. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設が契約者に提供するサービスには、

- （１）利用料金が介護保険から給付されるサービス

（２）利用料金の全額を契約者が負担するサービス

の２種類があります。

（１）利用料金が介護保険から給付されるサービス

以下のサービスについては、利用料金の１割～３割（負担割合証に記載）の負担となります。

＜サービスの概要＞

①食事

- ・栄養士の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・契約者の心身の状態に応じて適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行います。
- ・契約者が相互に社会関係を築くことができるように、その意思を尊重しつつ、契約者が居間（共同生活室）にて食事を摂ることを支援します。

（食事時間） 朝食 ７：１５ ～ 昼食 １２：００ ～ 夕食 １７：１５

②入浴

- ・契約者の身体の清潔を保持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう適切な方法により契約者に入浴の機会を提供します。ただし、体調不良等の止むを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代える場合もあります。
- ・体の自由が効かなくなった場合でも、寝ながらの入浴が可能な機械浴槽を使用して入浴できます。

③排泄

- ・契約者の心身の状態に応じ、適切な方法により排泄の自立支援を行います。
- ・おむつを使用せざるを得ない契約者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に交換します。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、契約者の心身等の状態に応じ、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤口腔衛生

- ・毎食後、口腔ケアを行います。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・契約者がその有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるよう、契約者へのサービス提供に関する計画を作成し、それ

に基づき契約者の日常生活上の活動について必要な援助を行います。

- ・契約者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮します。
- ・契約者の自立した生活を支援することを基本として、契約者の要介護状態の軽減または、悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら適切に支援します。
- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・契約者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援します。

⑧その他、定例行事及び全員が参加するレクリエーション

＜サービス利用料金（１日あたり）＞

下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付の額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

サービスの利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。

1. 要介護度と 基本単位数		要介護度 1 682単位	要介護度 2 753単位	要介護度 3 828単位	要介護度 4 901単位	要介護度 5 971単位
2. サービス 利用料金の 自己負担額	1割	692	764	840	914	985
	2割	1,383	1,527	1,679	1,828	1,969
	※1単位10.14円 3割	2,075	2,291	2,519	2,741	2,954

註：上記のサービス料金の他に各種加算が追加になります。加算の単位数や算定要件等については別紙「各種加算について（特養）」をご参照下さい。

（２）利用料金の全額を契約者が負担するサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額が契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①居住費・食費に係る費用

居住費・食費に係る費用は、原則として全額が自己負担となります。但し、**負担限度額認定**を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額が自己負担額となり、差額分は補足給付として介護保険から給付されます。

【居住費・食費（１日あたり）】

利用者負担段階第１～３段階の対象になる方には、新潟市より『**介護保険負担限度額認定証**』（ピンク色の認定証）が送付されて、提示により居住費・食費が減額されます。

ご不明な点は、担当介護支援専門員、もしくは、各区役所健康福祉課高齢介護係にご確認ください。

利用者負担段階			負担限度額	
区分	対象者		居住費	食費
第4段階	下記以外の方		2,066 円	1,650 円
第3段階 ②	市民税非課税世帯の方のうち、配偶者も市民税非課税で預貯金等が一定額以下の方	年金収入額と合計所得額の合計が、年間120万円超の方	1,370 円	1,360 円
第3段階 ①		年金収入額と合計所得額の合計が、年間80万円超120万円以下の方	1,370円	650円
第2段階		年金収入額と合計所得額の合計が、年間80万円以下の方	880 円	390 円
第1段階	生活保護の方など		880 円	300 円

※上記「食費」とは別に、**おやつ代**として**1日150円**を負担いただきます。

※契約者が入院又は外泊した場合においても居住費が発生します。また、入院又は外泊が一定期間を超える場合は、負担限度額が適用とならず全額を負担いただくこととなります。

要介護度に応じた**サービス利用料金（1日あたり）**と利用者負担段階に応じた**居住費・食費（1日あたり）**の金額に月日数を掛けた数字が基本的な月の料金です。
（なお、**高額介護サービス費**の支給による市の補助もあります。）

②特別な食事（酒を含む）

契約者の希望に基づく特別な食事 実費

③行事食

年間行事（敬老会等）にて提供される食事 行事食加算として350円～1,000円

④理髪・美容

理美容師の出張によるサービス（調髪、顔剃り等） 実費

⑤レクリエーション・クラブ活動

契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加できます。但し、施設として提供するものについては費用の負担はありませんが、契約者の選択に係るものについては、別途材料代等の実費をいただく場合があります。

⑥日用品

契約者の希望により提供する日用品 実費

購入代行費用 200円／回

原則として、衣服、内履き、歯ブラシ等の日用品は契約者でご用意いただきますが、必要に応じて購入を代行します。おむつ代は、サービス利用料金に含まれています。

で負担の必要はありません。

⑦インフルエンザ予防接種に係る費用 実費

⑧外部のクリーニング店に取り継ぐ場合の私物の洗濯代 実費

⑨電気代

契約者の希望により施設が認めるテレビ、加湿器等の家電製品をその居室に設置する場合、電気料金相当分として一点当たり1日につき40円、小型の充電式家電（携帯電話・電気シェーバー等）については1日につき30円をご負担いただきます。

⑩複写物の交付

契約者がサービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には、実費相当分として1枚につき10円を負担いただきます。

⑪契約書第20条に定める所定の料金

契約者が本来の契約終了後も居室を開け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日当たり居住費・食費も含む）を各段階での金額で徴収します。なお、期間中において介護保険による給付があった場合には、上記の金額からこの介護保険給付額を控除します。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について説明します。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）（２）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、サービス提供月の翌月にご請求しますので、25日までに以下のいずれかの方法によりお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．窓口での現金支払い ※お釣りのないようお願い致します。

イ．当施設が指定する口座への振り込み ※振込手数料は、契約者の負担となります。

ウ．口座振替 ※新潟県内に本店のある金融機関に限ります。なお、「ゆうちょ銀行」はご利用になれません。振替手数料は当法人負担となります。

（４）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記の医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記の医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

協 力 医 療 機 関	西蒲中央病院（総合）、県立吉田病院（総合）
協 力 歯 科 医 療 機 関	ひらさわ歯科医院

当施設への入所をもって、当施設の医師（嘱託医）が契約者の主治医となり、健康管理を行うと共に介護認定更新申請の際に必要な主治医の意見書の作成を行います。また、入院が必要な場合は受入先の依頼等、緊急時については必要な指示対応を行います。

9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）（契約書第14条参照）

当施設では契約が終了する期日を特に定めていません。従って、以下の事由がない限り、継続してサービスを利用できます。以下の事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、契約者に退所していただきます。

- ① 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援1、要支援2と判定された場合
※入所基準である要介護3以上から要介護1または2に改善した場合、入所を継続するには「特例入所」の要件に該当している必要があります。該当しない方は、退所いただく場合があります。（平成27年の介護保険法改正による）
- ② 事業者が解散した場合、破産もしくはやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

（契約書第15条・16条参照）

契約の有効期間であっても、契約者は当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに退所届をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 契約者が入院され、長期に渡り施設に戻れないと家族等が判断した場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

（契約書第17条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 契約者が、契約締結に際して、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤ 契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑥ 契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑦ 社会通念を超える苦情やハラスメントなど、著しい迷惑行為により双方の信頼改善の見込みがない場合

☆契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第19条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

- ① 検査入院等、30日以内の短期入院の場合
30日以内の入院をされた場合は、退院後再び施設に入所することができます。
- ② 3か月以内の入院の場合
当初から3か月以内の退院が見込まれて、実際に3か月以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。
また、費用については、入院の翌日から当該月6日間（当該入院が月をまたがる場合は最大で12日間）の範囲内で所定の利用料金をご負担いただきます。
※30日を超える入院後に再入所した場合は、再入所の日から30日間に限って初期加算（1日につき30単位）を算定します。
- ③ 3か月以内の退院が見込まれない場合
3か月以内の退院が見込まれない場合（3か月を超える入院が見込まれる場合）には、契約を解除する場合があります。但し、契約を解除した場合であっても3か月以内に退院された場合には、再び当施設に入所できるよう努めます。
- ④ 3か月を超えて入院した場合
3か月を超えて入院した場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することができません。

（３）円滑な退所のための援助（契約書第18条参照）

契約者が当施設を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

10. 身元引受人及び連帯保証人（契約書第22条・23条）

- （１）契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。しかしながら、契約者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入所契約にあたって、身元引受人の必要はありません。
- （２）身元引受人には、これまで最も身近にいて、契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
- （３）身元引受人は、契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帯して、その債務の履行義務を負うことになります。また、契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には当施設と協力、連携して退所後の契約者の受入先を確保したりする等の責任を負うことになります。
- （４）契約者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品（居室内に残置する日用品や身の回り品等であり、高価品は除外します。）の引き取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。貴重品として、施設が預かっている物、並びに、金銭や預金通帳や有価証券その他高価品等は残置品に含まれず、相続手続に従って、その処理を行うことになります。

また、契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残された契約者の残置品を契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取って頂く場合があります。これらの引き取り等の処理に係る費用については、契約者または身元引受人にご負担いただくことになります。

- （５）身元引受人が死亡したり破産宣告を受けたりした場合には、事業者は、新たな身元引受人を立てていただくために、契約者にご協力をお願いする場合があります。
- （６）身元引受人には、利用料金の変更、地域密着型施設サービス計画の変更等については、必ずその都度、通知いたします。
- （７）連帯保証人の方には、この契約から生じる契約者の金銭債務について、限度額 100 万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、契約者又は連帯保証人が亡くなったときに確定します。連帯保証人から請求があった場合には、事業者は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

11. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

ホーム苦情相談窓口	苦情解決責任者： 施 設 長 幸田 俊子 苦情受付担当者： 生活相談員 村山 剛志
外部苦情申し立て機関	☐ 新潟市受付窓口 福祉部 介護保険課 TEL 025 - 226 - 1273 新潟市西蒲区役所 健康福祉課 TEL 0256 - 72 - 8362 ☐ 新潟県国民健康保険団体連合会 介護保険課 TEL 025 - 285 - 3072
苦情受付第三者委員	☐ 木村 新一（当法人評議員）TEL 0256 - 93 - 3076 ☐ 水倉 誠 （当法人評議員）TEL 0256 - 72 - 8866

12. サービス提供における事業者の義務（契約書第7条・8条参照）

当施設は、契約者にサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② 契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携のうえ、契約者から聴取、確認します。
- ③ 消防法などの規定に基づいて、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ 契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ 契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。但し、複写費用については、所定のコピー代をいただきます。
- ⑥ 契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者またはその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に提供しません（守秘義務）。但し、契約者に医療上の必要性がある場合には、医療機関に契約者の心身等の情報を提供します。また、契約者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、契約者の同意を得て行います。

13. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたっては、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての

快適性、安全を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込み制限

入所にあたり、以下の物以外は原則として持ち込むことができません。

(例) タンス等の家具、衣類や日用品(歯ブラシ等)。この他に、特に持ち込み希望の物や不明な物がありましたらご相談下さい。

(2) 面会

【面会時間】 9 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0

来訪の際は、ご面倒でも必ずその都度事務所窓口の面会簿をご記入下さい。なお、食べ物の持ち込みは必ず職員にご相談下さい。また、紛失等のトラブル防止のため、お見舞金等の現金のお持込みはご遠慮いただいております。

(3) 外出・外泊(契約書第 21 条参照)

外出・外泊をされる場合は、なるべく 2 日前まで(但し、緊急やむを得ない事情のある場合を除く)に届け出て下さい。また、緊急連絡先なども知らせておいて下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までにお申し出があった場合には、食事に係る自己負担額は徴収いたしません(三食不要な場合に限る)。

(5) 施設・設備の使用上の注意(契約書 9 条・10 条参照)

- ☆ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ☆ 故意に施設や設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ☆ 契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分に配慮します。
- ☆ 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内は全館禁煙です。

14. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

15. 損害賠償について(契約書第 11 条・12 条参照)

(1) 当施設において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は、速やかに、その損害を賠償します。但し、その損害の発生について、契約者側に故意又は過失が認められる場合において、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときには、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者（その家族、身元引受人も含む）が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② 契約者（その家族、身元引受人も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

16. 第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施 状況	1 あり	実施日	令和 年 月 日
		評価実施機関	
		結果の開示	
	2 なし		

重要事項説明確認書

令和 年 月 日

事業者

住 所 : 〒959 - 0041
新潟市 西蒲区 巻甲 2203 番地 1

事 業 者 : 社会福祉法人 遊生会
理事長 水野 飛鳥 ⑩

施 設 名 : 特別養護老人ホーム 遊生の森

説 明 者 : ⑩

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。

利用者

住 所 :

氏 名 : ⑩

身元引受人

住 所 :

氏 名 : ⑩

連帯保証人

住 所 :

氏 名 : ⑩